

「京都マラソン 2027」仮設トイレ等設置撤去業務 仕様書

1 委託業務の名称

「京都マラソン 2027」仮設トイレ等設置撤去業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 京都マラソン 2027 の概要

- (1) 名 称 京都マラソン 2027
- (2) 開 催 日 令和9年2月21日（日）
- (3) メインコンセプト 「DO YOU KYOTO? マラソン」「みんなが主役」
- (4) 趣 旨 ①市民スポーツの振興
②京都の魅力を国内外に発信
③京都・日本の活性化
- (5) 主 催 京都市、一般財団法人京都陸上競技協会
- (6) 種目・定員 マラソン（16,000名）
ペア駅伝（250組500名）
車いす競技（20名）
- (7) 競技時間 マラソン6時間
- (8) コー ス 別紙「京都マラソン 2027 コース図」参照

4 委託内容

以下の内容を、京都マラソン実行委員会（以下「委員会」という。）と十分に協議のうえ、円滑に実施すること。

(1) トイレ配置計画作成

スタート会場、フィニッシュ会場及びコース沿道の計34箇所における仮設トイレと手洗器等配置図面を作成するとともに、設置・撤去スケジュールを作成すること。

※ 配置計画には、簡易水洗トイレ及び洋式トイレの数量を反映すること。

(2) 仮設トイレ等の設営及び撤去

ア 設置個所及び基数

34箇所／429基（手洗を除く）

※配置予定数、配置予定場所は別表のとおり。ただし、数量等の変更が生じる可能性がある。

イ 設置及び撤去日

原則として大会前日に設置し、大会当日中に撤去すること。ただし、一部の仮設トイレ等については、委員会と協議のうえ、大会前々日に設置し、大会翌日に撤去する場合がある。

ウ 仮置き場

設置及び撤去に当たり、市内に別途仮置き場等を確保する必要がある場合には、その数、面積、期間及びその他必要事項を提案書又は見積書に具体的に記載すること。

※2026 大会では、西京極総合運動公園（スタート会場）、佛教大学広沢キャンパス駐車場、宝が池公園運動公園西側駐輪場スペース（宝ヶ池通沿い）を借用。2027 大会も同施設を予定。

(3) 受託者が準備又は調達する備品・消耗品類

トイレットペーパー1,300 ロール、泡せっけん 45 個、アルコール消毒液 45 個、芳香剤 280 個、汚物入れ(黒ビニール付き)280 個、ごみ袋(ビニール大・小)必要数、清掃用ブラシ・ケース 50 本、ビニール手袋 50 セット、パイプイス 50 脚、カラーコーン・バー30 セット、案内サイン(貼付パウチ)1,000 枚、使用禁止用ロープ 500m 等
※納品した備品・消耗品類は、仮設トイレ等の撤去時に回収すること。

(4) 大会当日等における緊急体制の確保

トイレ等の仮設後、万が一現場から不備・不具合等の報告があった際に、委員会の指示に基づき緊急対応できる体制を構築すること。

5 見積書を作成するうえで留意する点

- (1) 設置箇所や基数など、数値で示したものについてはあくまで目安であることを留意すること。
- (2) 仮設トイレ、手洗器、備品、人件費、輸送費等に分け、単価を詳細に記し、積算の内訳が把握できるようにすること。

6 報告書の提出

本業務終了後、実施内容（設置に要した時間・人数、設置写真など）が分かる書類を添付のうえ、令和9年3月19日（金）までに業務終了報告書を提出し、その承認を得ること。

7 業務を行ううえで留意する点

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令及び規則等を遵守して実施すること。
- (2) 委員会の指示のもと、前回大会の業務受託者からの引継ぎを受けること。
- (3) 委員会と綿密な情報交換を行って業務遂行に当たること。また受託者は、委員会が参加を要請した会議等に出席するなど、関連団体や他の業務受託者と緊密に連携し、連絡調整を図ること。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。また委託期間が終了しても同様とする。
- (5) 本業務の全部または主たる部分を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都マラソン実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。なお、一括再委託を行うことはできない。

【一括再委託の基準】

- ア 契約金額の内訳のうち、7割を超える額に相当する部分を再委託するとき。
 - イ 契約履行手段の主な項目である部分を再委託しようとするとき。
 - ウ 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行箇所に常駐等せず、実際には直接、指揮又は検査等を実施しているとは認められないとき。
 - エ 再委託の相手側が更に実際に作業に当たる業者に再委託するとき
- (6) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、京都市の活性化の観点を考慮すること。なお、経費削減の観点等を考慮し、委員会が直接調達又は手配する場合がある。

- (7) 本仕様書に定めのない事項又は内容を変更して実施する場合は、委員会と協議のうえ、実施すること。特に経費の増加を伴う案件については、早期に書面にて委員会の事前承認を得ること。
- (8) 納入した成果品（データ）に係る著作権ほか一切の権利は委員会が保有するものとし、委員会が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (9) 受託者は、本業務終了後、委員会の指示に従って、次回大会の業務受託者が円滑に業務を遂行できるよう適切に引継ぎを行うこと。